

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	玄海町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.genkai.saga.jp/town/mayor/000002724/

執行機関名 玄海町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの	玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和55年玄海町条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年玄海町条例第29条) 別表第1 第1項 玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和55年玄海町条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の <u>生活の安定</u> と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童(以下「ひとり親家庭等」という。)に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の <u>生活の安定</u> と <u>福祉の向上</u> を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第1条、第5条、第6条、第7条、
玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第2条及び第3条